令和2年度 第3回彦根市公共下水道事業審議会　議事録（R3.3.10）

１．日時　令和3年3月10日（水）

２．場所　彦根市民会館　3階　第3会議室

３．出席者（順不同）

　　　　　＜委員＞　8名

中村　傳一郎

横山　幸司

間　　文彦

丸尾　雅啓

　長﨑　敏雄

　松本　重彦

　米田　紀代子

渡邊　美幸

　　　　　＜事務局＞　9名

上下水道部：廣田部長、木村次長

　　　　　上下水道総務課：清水課長、長崎課長補佐、桂田

　　　　　下水道建設課：辻課長、大林課長補佐、菅森係長

　　　　　上下水道業務課：巖佐係長

【開会】

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局 | ただ今から、令和2年度 第3回彦根市公共下水道事業審議会を開催いたします。  皆様方には、大変お忙しい中、ご出席くださいまして、誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます上下水道総務課の長崎でございます。  本日の会議ですが、彦根市公共下水道事業審議会条例第6条第3項の規定により、会議の成立要件といたしまして、委員の過半数の出席が必要となっております。本日は8名中8名の方がご出席でございますので、ここに会議が成立しますことをご報告いたします。  それでは、ただ今から会議次第に従いまして進めたいと存じますが、審議会条例第6条第2項の規定により、会議の議長は会長があたることとなっておりますので、中村会長よろしくお願いいたします。 |
| 【議事】  会長 | それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。  今回は、前回出た質問や意見への説明も含めて、「彦根市公共下水道事業　第6期経営計画の素案」について説明をしていただきたいと思います。  それでは、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 「彦根市公共下水道事業　第6期経営計画の素案」について、修正箇所を中心に事務局より説明。 |
| 会長 | 前回委員よりご質問のありました浄化槽等の水質について、下水道が整備されると4倍くらいの効果があるというデータを示していただきました。公共下水道の整備は水質改善に寄与するという大きな意味のあることだということを、データを基に説明していただきました。財政関係については徐々に公債費も減少していき、また、第6期では管渠の更新は待って、その次以降にするという考え方です。  こういったことに対して、ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。  （質　疑） |
| 委員 | マネジメント計画について確認です。2031年度から、第8期になったとたん10億円くらいの更新費がかかるということですが、この財源は、建設改良にかかっている13億円があり、これが終了するので、それを充てれば大丈夫だという考え方なのですか。 |
| 事務局 | ご指摘の通り、建設の方は2030年度に終わらせたいと考えておりますので、予算は維持管理の方に回せるのではないかという考えで、今回のストックマネジメント計画を作成いたしました。財源については、現在の状況では国等から補助金をいただきます。ただ、2031年度にどのような状況になっているかについては分かりませんが、国等には申請をして、現在のマンホール蓋長寿命化工事はストックマネジメント計画に基づいた長寿命化工事ということで進めております。 |
| 委員 | 2031年度からいきなり毎年10億円かかるという話ではないと思います。老朽化は徐々に進んでいくわけですから。2030年度までは全く何もなくて、2031年度から10億円上がって、それが毎年かかってくるということは現実的には違うのではないでしょうか。 |
| 事務局 | シミュレーションを進めるにあたって、当然壊れたら直すという考えが大前提にはあるのでしょうが、壊れたら、あるいは耐用年数を迎えたら交換するというように年数で区切ってしまうと、年度ごとにお金にばらつきが生じて経営上苦しくなることもあるかと思いますので、壊れる前に少し手を加えて施設を長く維持するという長寿命化という考えで、あくまでシミュレーションの中ではありますが、予算は最低このくらい投入すれば目標としている健全度を将来にわたって維持できるという結果が出ましたので、今回お示ししています。実際本市の施設が10億円投入していかないと維持できないというわけではなく、あくまで計算式を基に出した数字で試算をしたので、調査を進める中で、彦根市の下水道管は大丈夫だとなれば、当然投資するお金は抑えられると思っております。ただ、今彦根市の管がどれくらいの頻度で老朽化していっているかという数字を詳しくは持っておりませんので、今後調査を進めていく中で、見当なり結果は示せると思います。 |
| 委員 | あくまで財政的な見地から見た平準化的、計画的なシミュレーションだということですが、実際の老朽化を把握していくということを、これからやっていただきたいと思います。 |
| 委員 | 本当に10億円でやっていけるのですか。現在の相場では、10億円でどれくらいの規模の修復ができるのですか。 |
| 事務局 | 10億円というのはあくまでもサンプル値で、下水道管を全く新しく作り直すのに、たとえば老朽化した管が100メートルあったらこの100メートルを直すのにいくらかかるかという、道を掘って直すという、まったく新しいものを作るお金を積み上げて10億円です。施設の維持にあたっては、新しく作り直さなくても、今ある管を補修する、内面を直すという風にコストを抑えた施設の維持ということについては技術がずいぶん進歩していますので、ここまでお金はかからないだろうという認識でいます。あくまでも指標を基にしたMAXの額と考えていますので、実際はかなり抑えられると思っています。ただ予算として、先行して直すということもある程度考えておかないと、壊れてから直すとなるとある程度まとまった金額も必要で、もう壊れましたご利用いただけませんということになる可能性もありますので、それは避けたいと考えております。 |
| 委員 | そうだろうとは思いましたが、何があるか分かりませんから、どのくらいかなと思いまして。 |
| 事務局 | 下水道管で、壊れるであろう指標につきましても、サンプルとした数字はあくまでコンクリート管の算定式です。彦根市の場合は9割くらいが塩ビ管で、管の材質については塩ビ管が多い状況でして、塩ビ管の将来にわたって老朽化するであろうという算定式が現在作られていない中で、積み上げた数字です。最新の調査等ですと、ヒューム管のようにそこまでは壊れないでしょうというようなことも聞いておりますが、ゴムの劣化とか違う要因で漏水が起こるということは聞いていますし、管のたわみとかが生じていることも確認はしています。ただ、汚水を流すというような機能に関しては特段問題ないというように聞いていますので、積み上げた数字は本当に最悪の状態を積んだものと考えております。 |
| 委員 | 分かりました。 |
| 委員 | 使用料と負担金には未納があると聞いていますが、どのくらいの率で未納があるのでしょうか。未納金は市の税金から補填されるのでしょうか、それともそのまま未納金として積み上げられるのでしょうか。 |
| 事務局 | 使用料については、収納率が令和元年度の5月末で約98％で、未収金については約1.5％です。使用料は納めていただかないといけないので、督促等いろいろな方法で徴収できるよう努力しております。下水道使用料については法的な措置をとることもできますので、差押等してでも徴収していくという形で、収納率を上げるということをしています。時効はありますが、何年かの間ずっとそういった形で徴収の努力を進めており、未収金については無いような形を目指すということで進めています。収納率は98％くらいありますので、ほぼお支払いいただいている状況になっていますし、お支払いいただけない分については法的な措置も含めて徴収を進めているところです。  また、負担金についてですが、下水道を整備していきますと、受益者負担金という、整備面積に合わせてご負担いただく制度があります。そちらについての収納率の方も現在ほぼ100％に近い数字になっていますし、法的な後ろ盾がありますので、未収金の整理については同じような状況です。実際、未収金は毎年度末には若干出ますが、過年度になっても徴収は進めていっています。どうしても徴収できない場合は欠損しておりますが、非常に少ない金額になっています。 |
| 委員 | 資料2の表の「サービスレベルの確保」というところで「主要施設の健全度を3以上」と書かれていますが、災害時の緊急避難施設等について、地震が起こった場合に、鈴鹿断層があるので、この辺りは早い段階で3以上のところまで落ち着いてほしいと思います。 |
| 事務局 | 今いただきましたご意見についての計画は、ストックマネジメント計画とは別の地震時の対応の計画ということで、下水道総合地震対策計画というものがあります。そちらで地震時の調査をしたところ、彦根市の防災計画に定めている震度に基づいて下水道管の状態を確認したところ、汚水を流すということに関して支障となる管の影響はないという結論に達しています。あくまで計算上ですが、彦根市で管理している下水道管について、地震時の被害というのは少ないと考えています。ただ、あくまで主要な管という中での話ですので、場合によっては皆さんのお宅の前の下水道管が使えないというようなこともある可能性はあります。ただそれは避けて通れないので、仮にそういう状況になりましたら少しでも早く元の状態に戻せるように下水道の復旧に入るという計画はソフト面でもあるのですが、BCP計画ということで策定しております。 |
| 委員 | 資料1の16ページの下の整備計画について確認です。令和7年度で93％ということですが、残りの7％は、無しのままということですか。93％になったら終了なのですか。 |
| 事務局 | 計画としては、令和7年度の93％というのは、あくまでも公共下水道をご利用いただける方について93％を目標としています。残りの7％の方は、令和7年度以降、令和8年から令和12年の間で整備するということで、今回の目標値となっています。ただ、7％の内訳につきまして、農村下水道で汚水処理をされている方が4％ほどおられますので、97％の方が彦根市の管理する下水道をご利用いただいているということになります。最終的に3％残りますが、この3％の方は、令和8年から令和12年の間に整備を予定している区域にお住まいの方ということになります。例えば、国道8号線に面する方であったり、農村下水道に接続してからでないと整備ができない地域にお住まいの方は、令和7年度までに整備が不可能ですので、令和8年以降整備することになります。そういった意味で数字に差が出ています。決して整備をしないということではありません。 |
| 委員 | 以前、土手沿いのところはそのまま残ると言っておられましたが。 |
| 事務局 | そういった、整備が困難なところにお住まいの方については、合併浄化槽などで処理をしていただくことになります。 |
| 委員 | 直接は関係ないのですが、明日で震災から10年になります。滋賀県も少し揺れましたし、若干の液状化も見られました。彦根市の管内で液状化が予想されるところはありますか。 |
| 事務局 | 彦根市内にも液状化が予想されているところはあります。そこに下水道管も埋設しております。ニュース等でマンホールが浮き上がって道路の上にボコっと出ているところを見ましたが、ああいったことは起こらないように対策は講じています。ただ、車道の中にあるマンホールという制約の中ですので、歩道にあるマンホールについては飛び出すところもあるかもしれませんが、あくまで計算上ですが、一般交通に影響はないと確認しております。 |
| 委員 | 緊急輸送路とかは優先的に対応をしていて、そういった事態になっても通行が遮断されるような事態にはならないように対策をしているということですね。 |
| 事務局 | はい。 |
| 委員 | 液状化の対策とはどのようなものですか。 |
| 事務局 | 地下水位が上がったときに、マンホールの中に水を取り込んで、マンホール自体に重みを持たせて抑えるという方法を彦根市では採用しています。いろいろな方法がありますが、この方法だと道路を掘る必要がないので、この方法を採用しています。 |
| 委員 | 明日で震災から十年なので、計画とか試算とか、統計上とかあるとは思いますが、何が起こるか分からないので、いざというときはきちんと下水道を守っていただきたいと思います。 |
| 委員 | そうですね。避難所などで一番困るのはトイレ関係ですから。公民館の中に直結できるという対策も取られていますし。それは小学校にあるのでしたか。 |
| 事務局 | 災害が起こったら避難所となるところで、彦根市の場合は各小学校になりますが、そこに災害時のマンホールトイレの設置を進めています。ただ、現在3校に設置をしただけですので、市内全箇所にはまだ設置できておりません。予算の確保ができましたら設置は可能なのですが、本市の場合、下水道管の延伸をしばらくは考えさせていただきたいということで、3校のみとなっています。ただ、施設の改修等に合わせて、部局を超えた中でマンホールトイレの設置は進められているので、最終的には増えていくと思っています。 |
| 委員 | いざ起こると大変なことですし、避難所運営も前とはコロナで様相が変わりましたから大変ですね。 |
| 委員 | 一番困るのはやはりトイレで、トイレというのはいろんなものの中で問題になってきます。コロナでは感染ということなのでしょうが、夏場だと今度は食中毒などでトイレが大きな問題になると思うので、主要な施設のトイレはしっかりとお願いしたいと思います。 |
| 委員 | 平常時は意識しませんが、震災時等の非常時に一番大切なインフラですから、しっかり守っていかねばならないと思います。 |
| 会長 | 多くのご意見をいただきありがとうございました。第6期計画案については以上となりますが、この計画案を基に進めるということでよろしいでしょうか。 |
| 委員 | （異議なし） |
| 会長 | 数字的に最新のデータを入れることで修正するようなことがあった場合、考え方というよりデータの整理の話ですので、事務局の方で修正して頂くということでよろしいですか。 |
| 委員 | （異議なし） |
| 会長 | ありがとうございます。続いて「答申（案）」について事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 「答申（案）」を事務局より説明。 |
| 会長 | 「答申（案）」について事務局から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。 |
| 会長 | 特に意見等がないようでしたら、これを基本に答申をします。もし表現等の若干の字句修正があった場合、私の方で判断するということでご了承いただけますか。 |
| 委員 | （異議なし） |
| 会長 | 以上で予定の議事は終わりですが、「その他」で事務局から、何か連絡事項があればお願いします。 |
| 事務局 | 答申書につきまして、提出は3月下旬を予定しています。答申の後、4月からになると思いますが、彦根市公共下水道事業第6期計画の素案についてパブリックコメントを一か月間したうえで、彦根市ホームページにおいて公表する予定です。 |
| 委員 | こうした計画を作っていくときには、答申の前にパブリックコメントをするのではないのですか。 |
| 事務局 | 審議会で審議をお願いし、答申をいただいて、その答申をもってパブリックコメントにかけることになっています。パブリックコメントで何らかの大きな意見が出た場合は、もう一度審議会を開催するなどの検討をさせていただきます。 |
| 委員 | 4月からになる 　彦根市のほかの計画の時も同じやり方ですか。 |
| 事務局 | そうですね。先に答申をいただいて、それをもって彦根市の案を正式に決めて、パブリックコメントにかけて、そこで市民の意見をいただいて、もう一度市民の意見を基に検討することになります。 |
| 委員 | 他の審議会にも参加していますが、こういう形は初めてです。答申というのは、最終的な案を市長に答申するのであって、その前に市民の意見を聞き、意見があれば修正をして最終案を決定するのではないのですか。 |
| 事務局 | そうですね。パブリックコメントで意見を求めて大きな意見が出れば、再度検討することになります。 |
| 委員 | 答申してしまったらそれが最終ですから、そのあとに修正が出てきたらまた審議会を開いて修正をするというのはどうかと思います。案ができて、それについて一般市民の方に広く意見を問うというのがパブリックコメントですよね。他の委員の方々はどうですか。 |
| 委員 | 私の経験からいうと、こういう形なのかなと思います。第6期経営計画はこういうものだというのをどこが承認したかというと、審議会で承認していただいたわけですが、そこでパブリックコメントにかけて意見が出てきたとして、それが全く抜け落ちていたようなもので、それを反映しなければならないとなったら、当然もう一度諮らないといけないと思います。 |
| 委員 | パブリックコメントはどこが実施するのですか。審議会がパブリックコメントを求めるのですか、彦根市が求めるのですか。 |
| 事務局 | 彦根市が、彦根市の案に対して、市民の方々に意見を求めるというものです。 |
| 委員 | そうすると、市が答申の前にパブリックコメントをできるはずがないので、順序としてはそうなるのではないかと思います。もし答申の前にするとすれば、審議会としてパブリックコメントを受けるということになります。 |
| 事務局 | 今までの彦根市のやり方だと、彦根市の案を決める前に審議会を開催して答申をいただき、そこで彦根市の案を決めて、彦根市として市民にパブリックコメントを聞いて、その意見を反映するかどうかは改めて検討するというのが今までのやり方です。 |
| 委員 | 彦根市がパブリックコメントをするときの規則がありますよね。それをご確認いただきたいと思います。それがこの通りならそれでいいのですが、私が今まで経験した中では違和感があります。 |
| 事務局 | もう一度確認いたします。彦根市にもパブリックコメントの要綱がありますので、それに基づいて実施しているということで、ご理解いただきたいと思います。 |
| 委員 | 素案にパブリックコメントで市民の方から意見を聞くということで、そこで意見が出なければ、素案が次の決定する段階に進むということですので。 |
| 委員 | 私は他の自治体でも、あまた市民のパブリックコメントを実施してきましたが、市民に意見を求めて、それを受けて審議会で修正をして、最終案を決定し、それを答申するという方法でした。 |
| 事務局 | 事前にした方がいいのではないかという考え方もあるかとは思いますが、彦根市としてはこの方法でやっていますので、ご理解いただきたいと思います。 |
| 委員 | それなら、今回は仕方ありませんが、今後、市としてご検討いただきたいと思います。 |
| 委員 | パブリックコメントが終わって、意見が何もなかったら、その段階で事務局としては第6期経営計画を確定するということですね。 |
| 事務局 | そういうことです。文字の訂正等は事務局で対応したいと思いますが、根幹にかかわるような内容の意見が出てくるようなら、もう一度審議会を開催させていただく等、検討したいと思います。 |
| 委員 | 何か大きな思い違いがあったのであれば、事務局だけでは変えるかどうか決められませんからね。 |
| 事務局 | そうですね。パブリックコメントの結果を見て、検討させていただきたいと思います。 |
| 会長 | それでは、今回は事務局から説明のあった流れで進めるということでよろしいですか。 |
| 委員 | （異議なし） |
| 事務局 | 答申の日程等はいかがいたしますか。 |
| 委員 | 会長の日程に合わせていただくのが良いと思います。他の委員はその日程に合ったら出席するという形で良いのではないですか。 |
| 会長 | 日程を決めていただいて、委員の方々に連絡いただき、出席できる方には来ていただいて、答申書を渡すということにしましょうか。 |
| 事務局 | それでお願いします。 |
| 会長 | 以上をもちまして、本日の会議を終了します。お疲れ様でした。 |